

(6) 淋病の既往症を有する者は一ヶ月の間を置いて二回精密なる検査を行ひ異常なきとき初めて結婚を可とすること。この期間中適當回数専門的な診察を行ひ必要な人工誘發法を試みることに。

(7) 軟性下疳に罹りたる者は症状消滅後一ヶ月以上経過せる場合に結婚を可とすること。

(8) 第四性病(鼠蹊淋巴肉芽腫症)に罹りたる者の、傳染の危険消滅の時期は個別の場合に當り専門家の認定により決定すること。

四、癩

(イ) 癩は遺傳病にあらざることを徹底せしむる様指導すること。

(ロ) 癩の潜伏期は大體十年以内と見られるを以て癩患者のありたる家庭内に於て癩患者と密接な接觸を有したるものも、その後十年以上殊に十五年以上も経過せるものは結婚差支なしとすること。

尙發病年齢は十一歳乃至三十歳が最も多きを以て疑あるものは三十歳を超えてより結婚する様指導すること。

五、遺傳病

(イ) 遺傳病はその強度及び悪質の程度によつて國民健康保險組合普及狀況一覽

婚の可否を判断すること。その標準は國民優生法によること。

(ロ) 國民優生法の對象となり得るが如き強度且悪質なる遺傳病患者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 生殖可能の遺傳病患者は生殖不能の遺傳病患者又は他の生殖不能者と結婚するやうにすること。

(2) 生殖不能の遺傳病患者は遺傳病患者(生殖能力の如何を問はず)又は他の生殖不能者と結婚するやうにすること。

(ハ) 前項に準ずる悪質の遺傳病患者もなるべく生殖不能者と結婚する様に指導し若し生殖可能者と結婚すれば子孫が發病する危険あることを指示すること。

(ニ) 表面健康なるも強度且悪質なる遺傳病の素質を有する處ありと見做される者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 雙方共國民優生法の對象となるが如き同一の遺傳病の素質を有すと認められるときは結婚を避けるようにすること。若し結婚したるときは一方が優生手術を受けて生殖不能となる様に指導すること。

導すること。

(2) 生殖不能の素質者と遺傳的に健全なる者との結婚は差支なしとすること。

(3) 遺傳病の素質を有すと認められるものは原則としてその疾患の發病危険年齢を大體過ぎてより結婚する様指導すること。

右の年齢は精神分裂病、躁鬱病にありては三十歳、癩癩にありては二十五歳とし、他の疾患にありても夫れ夫れ醫學的經驗上決定すること。

(4) 一卵性雙生兒の一方が發病してゐるときは他方は表面上健康でもなるべく健康者と結婚せぬ様にすること。

(ホ) 血族結婚はなるべく避くるやうに指導すること。

保險院の國民健康保險普及狀況調

保險院の發表になる昭和十六年七月末日現在に於ける國民健康保險組合の普及狀況一覽を掲ぐれば別掲の如くで、本制度創設の昭和十三年以降毎年度その數を増加し現在の組合總數一千三百を超え、被保險者數三百九十三萬に近い。

(昭和十六年七月三十一日現在)

道府縣別	設立數	上記		聯合會	設立年度	區別	被保險者數	
		普通	特別					
北海道	三三三	三三二	一	◎	十三年	六	一〇	一六二、四九八
青森	四七	四六	一	◎	十四年	四	一三	二〇、四三二
岩手	二七	一	一	◎	十五年	四	一〇	九一、六一三
宮城	二〇	一七	一	◎	十六年	三	四	八一、五九〇

岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群栃茨福山秋
歌 奈

山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山瀉川京葉玉馬木城島形田

三一 一七 一九 四三 二一 三四 一〇 六八 三一 四七 一九 四七 四二 九六 二六 一三 三四 二二 四〇 一七 一一 一七 一四 一五 二〇 一四 五〇 四六 一三
三一 一六 一五 一八 五 三三 九 六一 二九 四六 一六 一三 二七 九五 二五 一三 二八 六 一一 一四 一〇 九 一三 九 一〇 一四 五〇 四四 五

| | 一 二 一 一 一 一 | | | 一 | | | | | | | 一 三 一 | 一 一 | | | | |

| 一 三 三 一 五 | | 六 二 一 三 三 一 五 一 一 | 六 一 五 二 八 | | 八 | 五 〇 | | 二 八

◎ ◎

四 四 三 一 二 三 四 八 四 四 五 五 六 四 六 四 四 一 一 二 二 二 三 五 三 四 六 二 三

六 五 八 四 七 九 二 一 五 一 四 五 六 〇 七 一 七 八 五 五 二 六 六 四 五 六 〇 五 二

一 六 六 一 二 四 一 四 三 一 四 一 六 三 二 二 三 七 四 一 五 六 〇 九 五 五 二 五 七 二 一 三 一 七 三

五 二 七 一 八 一 一 三 八 一 六 七 一 四 九 四 六 四 八 六 二 四 一 二 四 三 一 五 二 二 一 二 二 五

五五、六四六 三三、四〇二 三三、八九六 九六、八九〇 五九、四二五 一〇三、二八九 四七、九五八 一三三、四九〇 七八、〇四〇 一一八、九二九 五六、五一〇 一二七、〇五四 一一二、四九八 一一三、〇三八 六三、〇六四 二四、九三三 六五、四二八 四四、九六〇 一四九、六三二 四一、一八三 二七、一八二 四六、三〇二 四二、二二八 五二、三九三 八三、九三〇 五一、〇〇三 一五三、一二〇 一七一、三二六 四五、九四三

廣島	山口	山島	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
二八	五四	五四	一四	三五	二七	九	一七	一一	二五	四五	一六	八	九	九	一、三一一
二七	四六	四六	一三	三五	二七	八	一四	九	二四	四一	一六	八	七	九	一、〇五四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七
一	八	一	一	一	一	一	三	三	一	四	一	一	二	一	二四〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三五
六	五	二	四	三	三	三	四	四	三	七	三	二	一	二	一七三
六	二	一	三	八	九	一	六	二	一	六	三	一	二	三	二八三
一〇	二九	二九	七	二二	一〇	二	五	一	一〇	二〇	六	二	三	二	四八五
六	八	二	二	五	三	三	二	五	一	二	四	三	三	二	三七〇
七二、四五六	一四六、五六三	五〇、一〇九	九六、八四六	六九、二五四	一九、八九九	五四、〇四二	四〇、〇四〇	六六、五七四	一二三、五〇八	五三、二八八	五二、三五〇	三九、六五五	七三、六二五		三、九二七、〇二四

(備考) 昭和十五年度前設立の被保険者数は昭和十六年三月末日現在数にして昭和十六年度設立のものは内議當時の数なり。

尚、昭和十三年度(同年八月より翌年三月末日まで)より昭和十五年度に到る三ヶ年中に設立の認可又は代行の許可ありたる組合の設立認可又は代行許可申請書に基き集計されたる

「国民健康保険組合の概況」中よりその一部を掲ぐれば以下の如くである。

一、年度別組合数、組合員数及び被保険者数

年 度	組合数	組合員数	被保険者数
昭和十三年度	一七三	九三、六五六	四九八、三七三
昭和十四年度	二八三	一三二、六八一	七六二、一九五
昭和十五年度	四九〇	二五四、七三九	一、四〇九、六二四
計	九四六	四八一、〇七六	二、六七〇、一九二

二、組合の一般状況

(一) 昭和十三年度

種 別	組合員数	普通	特別	代行	計(平均)	
					組合員数	被保険者数
一組合當	五三一	二、三五九	四九〇	二、九四九	二、九二四	五四七
被保険者	二、九一七	三、〇四〇	二、九四九	二、九四九	二、九四九	五四七
一人當年	保 險 料	一・八〇	六・四八	一・七〇	一・八七	一・八七
組合員	療養の給付費	三・三八	七・〇一	三・一八	三・四一	三・四一
療養の給付	九〇日の組合	四四	五二	一八	三・四一	三・四一
支給期間	一八〇日の組合	六八	三	六	三・四一	三・四一
療養の給付費用一部負担割合	其の他の組合	三〇	一	六	三・四一	三・四一
		三二%	二七%	三二%	三二%	三二%

(一) 昭和十四年度

種別	組合員數		被保險者數		療養の給付費	療養の給付費一部負擔割合
	普通	特別	普通	特別		
一組合當	四八一	二、〇一〇	二、七三九	三、二六〇	三、〇二八	二、七八五
被保險者	一、八三三	四、〇〇七	一、九二二	一、八六六	一、八六六	一、八六六
一人當年	三、五五五	五、三三一	三、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
組合員	七四	一〇〇	八九	八一	八一	八一
療養の給付	九〇日の組合	七一	七一	七一	七一	七一
支給期間	一八〇日の組合	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七
療養の給付費	其の他の組合	五八	五八	五八	五八	五八
療養の給付費一部負擔割合		三四%	三四%	三五%	三七%	三五%

(二) 昭和十五年度

種別	組合員數		被保險者數		療養の給付費	療養の給付費一部負擔割合
	普通	特別	普通	特別		
一組合當	五一六	八五六	二、八七七	三、〇五四	二、八六四	二、八七七
被保險者	二、一九一	二、〇〇〇	二、一九一	二、〇〇〇	二、一九一	二、一九一
一人當年	三、九一	五、五七	三、九一	四、一六	三、九一	三、九一
組合員	八四	九二	八四	九二	八四	八四
療養の給付	九〇日の組合	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
支給期間	一八〇日の組合	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
療養の給付費	其の他の組合	八五	八五	八五	八五	八五
療養の給付費一部負擔割合		三五%	三五%	三五%	三五%	三五%

三、加入割合別組合數

加入割合	普通		特別		代行	計	支給期間	普通	特別	代行	計
	以上	未満	以上	未満							
四〇%—五〇%	三	一	一	一	一	四	九〇日	三五	六〇	二七五	
五〇%—六〇%	二	一	一	一	一	四	一〇〇日	三五	一一	四六	
六〇%—七〇%	一〇七	一	一	一	一	一	一一〇日	一	一	一	
七〇%—八〇%	一五五	二	一	一	一	一	一二〇日	八七	一七	一〇五	
八〇%—九〇%	二二八	二	二	二	二	二	一五〇日	四四	三	四七	
九〇%—一〇〇%	三三八	一	一	一	一	一	一八〇日	三九七	九	六〇	
計	七八五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一八〇日以上	六	一	一	

五、療養の給付支給期間別組合數調

支給期間	普通		特別		代行	計	被保險者一人當療養の給付費年額	普通	特別	代行	計
	以上	未満	以上	未満							
九〇日	三五	一	一	一	一	四	二五%—三〇%	一〇	一	一	一〇
一〇〇日	三五	一	一	一	一	四	三〇%—三五%	四〇八	三	三	四一四
一一〇日	一	一	一	一	一	四	三五%—四〇%	二一	二	二	二五
一二〇日	一	一	一	一	一	四	四〇%—四五%	二六	一	一	二七
一五〇日	一	一	一	一	一	四	四五%—五〇%	一四	一	一	一六
計	七八五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	計	七八五	一〇	一〇	九四六

七、療養の給付費年額別組合數

被保險者一人當療養の給付費年額	普通		特別		代行	計
	以上	未満	以上	未満		
二、〇〇〇—二、五〇〇	三	一	一	一	一	三
二、五〇〇—三、〇〇〇	六	一	一	一	一	九
三、〇〇〇—三、五〇〇	一五	一	一	一	一	一八
三、五〇〇—四、〇〇〇	二七	一	一	一	一	三〇
四、〇〇〇—四、五〇〇	二九〇	一	一	一	一	二九三
四、五〇〇—五、〇〇〇	二九〇	一	一	一	一	二九三
五、〇〇〇—六、〇〇〇	三八	一	一	一	一	四一

四、醫師の有無別組合數

種別	普通	特別	代行	計
醫師在住町村	五〇六	一〇	八五	六〇一
無醫村	二七九	一	六六	三四五
計	七八五	一〇	一五一	九四六

六、療養の給付費一部負擔割合別組合數

一部負擔割合	普通		特別		代行	計
	以上	未満	以上	未満		
二〇%—二五%	二	一	一	一	一	五
二五%—三〇%	一	一	一	一	一	四
三〇%—三五%	一	一	一	一	一	四
三五%—四〇%	一	一	一	一	一	四
四〇%—四五%	一	一	一	一	一	四
四五%—五〇%	一	一	一	一	一	四
五〇%—五五%	一	一	一	一	一	四
五五%—六〇%	一	一	一	一	一	四
計	二	一	一	一	一	五

六〇〇—七〇〇	二	一	一	四
七〇〇	二	二	—	四
計	七八五	一〇	一五一	九四六
最 高	八〇〇	八・五七	六・〇〇	八・五七
最 低	二〇〇	四・〇〇	二・三三	二・〇〇

八、保険料年額別組合数調

被保険者一人 當保險料年額 円以上 円未満	普通		特別		代行	計
	普通	特別	普通	特別		
一・〇〇—一・五〇	一三二	—	—	—	—	一三二
一・五〇—二・〇〇	三三四	—	—	—	—	三三四
二・〇〇—二・五〇	一九五	—	—	—	—	一九五
二・五〇—三・〇〇	一六〇	—	—	—	—	一六〇
三・〇〇—四・〇〇	四三	—	—	—	—	四三
四・〇〇—五・〇〇	三	—	—	—	—	三
五・〇〇—七・〇〇	二	—	—	—	—	二
七・〇〇	—	—	—	—	—	—
計	七八六	一〇	一五一	九四六	—	一〇一七
最 高	五・九二	一〇・九七	三・五四	一〇・九七	—	一〇・九七
最 低	四・九	八・五	六・八	四・九	—	四・九

(備考) 被保険者一人當保險料は療養の給付費用一部費控割合及道府
縣市町村又は産業組合等の補助の有無に依り著しく異なる。

九、町村又は産業組合の補助を受ける

種 別	普通	代行	計
町村補助	五六二	八六	六四八
産業組合補助	一〇	五八	六八
計	五七二	一四四	七一六

住宅營團の昭和十六年度事業計畫

住宅營團の昭和十六年度に於ける事業計畫は七月十日大藏省の正式認可を得て確定發表せられたが、今年度計畫として東京、大阪、名古屋、福岡、仙臺の五都市を中心に合計三萬戸の住宅を豫算一億一千五百五十萬八千圓(敷地買収費を含む)を以て建設せられることとなり、早きは來春二月頃に完成することとなつた。

住宅様式は木造、瓦葺、平家又は二階家で、規格は六様式中最大の(へ)號型は本年度は之を除き、二乃至四室の小規模のもののみとし、(い)及び(ろ)號は貸家用、(は)號型は貸家、分譲兩用、(こ)及び(ほ)號型は分譲用である。概ね三百戸程度を一集團として建設せられる。防空及び保健上相當の庭を附屬せしめるので、道路敷地を含めて一戸約五十坪、一集團一萬五千坪程度のものとなる豫定で、各種厚生施設も附屬せしめられる筈である。各支所別建設戸数を示せば次の如くである。

支所別住宅建設戸数

支所別	建設戸数	い	ろ	は	に	ほ
東京支所	三〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇〇	二〇〇〇	六〇〇	—
大阪支所	二〇〇〇	三〇〇〇	三六〇〇	一〇〇〇	四〇〇	—
名古屋支所	三〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一〇〇〇	四〇〇	—
福岡支所	三〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一〇〇〇	四〇〇	—

仙臺支所	一〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
合計	三〇〇〇〇	七六〇〇	七六〇〇	九四〇〇	一〇〇〇〇

尙、今年度は主として軍作業廠、軍需工場、生産力擴充工場に働く勞務者を對象とすることとなつてゐる。又、家賃又は分譲月賦は一律には決定し難いが、概ね左の如くに定めらるゝこととなつてゐる。

型式別住宅建設戸数及び家賃

型式	一戸の標準坪数	間敷程度	平均所要敷地	一戸當り家賃または分譲月賦
い	九	二	二〇	一五—一六
ろ	一二	二—三	三五	二〇—二三
は	一五	三	五三	二五—二八
に	一八	四	七七	三一—三七
ほ	二一	四	九〇	四三—四四

右表中(い)、(ろ)及び(は)は家賃で、敷金はその二ヶ月分、(に)及び(ほ)は土地付十九ヶ年分譲月賦の計算、之には二、三回分の保證金を要する。尙、(は)號型は分譲もするがその場合は家賃より二、三圓高となる。

尙、上記各支所別建設戸数の各府縣別割當数は次の如く、

東京支所管内(一萬三千戸)	六、五〇〇戸
東京府	—
神奈川県	四、二〇〇戸
千葉県	一、〇〇〇戸
埼玉縣	一、三〇〇戸
大阪支所管内(一萬戸)	—